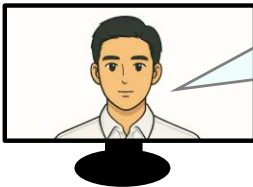


長居検査員。おはようございます。
在宅勤務なのでモニター画面からリモート参加です。
早速ですが、共通仕様書を熟読(^_^)していますが、
品質管理基準の試験頻度が特に頭にはいりません。
試験頻度不足による不適合工事が多いと聞いていますが、
もう少しわかりやすくなりませんか？

さすがに若い人は、新しい生活様式にすぐ対応できますね。
確かに、品質管理基準の試験頻度不足による不適合工事は毎年発生しています。
工事検査通信もそのつど臨時号を発行しています。
共通仕様書のわかりにくい要因として、測定項目の並び順も影響していると思い、
特に事例の多い

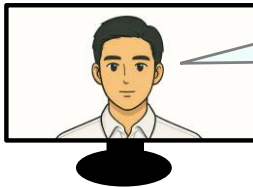
- ・コンクリートの品質管理
- ・舗装工事の現場密度試験

について、測定項目を整理した資料を作成してみましたので参考にしてください。



(添付資料を確認)
なるほど、測定項目が一覧で整理されていて大変わかりやすいです。
今年度に修正された点など注意する点がありますか？

まず、コンクリートの試験についてですが、試験実施時期について供試体採取時という記載に統一されました。
その供試体採取の頻度は工種毎に1回/日または20~150㎡に1回の頻度の多い方としており最低1回/日は試験が必要ですので注意してください。

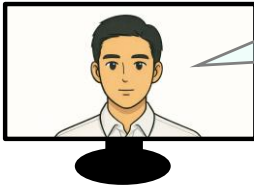


ある工種の全体の量が300㎡の構造物で150㎡に1回にした場合でも、
打設日数が3日間の場合は3回の試験が必要ということですか？

はい、 $300\text{㎡} \div 150\text{㎡} / \text{回} = 2$ 回ではなく、頻度の多い3回になります。

また、杭類の基礎工については、重要構造物としての記載がありませんでした。
例えば、橋梁下部工の場合、躯体は下部工で重要構造物となりますが、杭基礎は基礎工となり重要構造物の対象とすることが明記されていませんでした。今回からは重要構造物の基礎工ではあれば重要構造物として取り扱うよう明確にされました。つまり、圧縮強度試験は公的機関で実施することや場所打杭は水中コンクリートですが単位水量試験は必要となります。

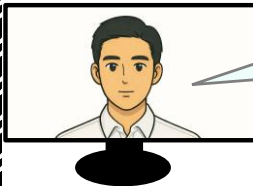




わかりました。
舗装工事の現場密度試験については何かありますか？

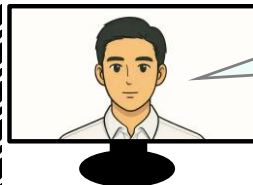
舗装工事の現場密度試験については、1,000㎡単位に1個(孔)という点がよく間違えます。1,000㎡以下で1個(孔)ということも間違いの要因の一つであると思います。資料では図解してみましたので、今後は頭の中でイメージできるのではないのでしょうか？

県の共通仕様書は、国土交通省の共通仕様書を基本としていますが、国と県では施工規模が違うため、工種によっては、試験頻度を緩和しています。これが、頻度の区分が細くなり間違いやすい点でもあります。簡単に考えるには、平均値を算出する場合は3個(孔)以上が必要と頭にいれておけば間違いは少なくなるのではないのでしょうか？



確かにどの密度試験の平均値も最低3個からですね。

余談ではありますが、平成20年度前半までは1,000㎡単位に1個(孔)という記載がなく、私のように経験が長い人ほど勘違いしやすい点でもあります。特に小規模工事においては、受発注者間で試験頻度を協議してください。その場合は、その試験頻度が適用されます。



ありがとうございました。小規模工事の際は気をつけたいと思います。
引き続き新しい生活様式でがんばります。

●本日のポイント

共通仕様書を自分なりに整理してみましょう。

【関係資料】

- ・令和2年4月1日改正版_コンクリート 品質管理
- ・令和2年4月1日改正版_道路土工 密度試験
- ・コンクリート構造物の不具合発生時の対応について(21企技第549号通知)

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(カ)検査員



：若井(カ)検査員